

○笹川課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第24回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインシステムを活用しての開催となります。万が一、不都合がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、本会議を主宰いたします渡邊政策立案総括審議官から挨拶申し上げます。

○渡邊審議官 内閣府大臣官房政策立案総括審議官の渡邊でございます。本日は、御多忙の中、皆様、全員の委員の先生が御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染者数が依然として高い水準にあり、1都3県はもとより、昨日は追加ということで、非常に厳しい状況になってきております。本日も3密を回避するようということで、オンライン開催という形も併用することで対策を取らせていただいております。少しやりづらいところもあるかもしれませんが、何か不都合とかありましたら、先ほど課長が申し上げたとおり、何なりとお申し付けいただければと思います。

今回は、令和3年度に向けて、国立公文書館に指示いたします年度目標（案）について御議論いただくことになっております。主なポイントとしましては、新型コロナウイルス対策ということで、その影響も踏まえましたデジタル展示の積極的な推進。それから、今年度からアーキビストの認証というものを始めておられますので、その拡充の検討。それから、新たな国立公文書館の建設を踏まえて、3館体制を実現するために、どのように書庫を確保していくかといった検討着手の状況といったところにつきまして、担当のほうから御説明させていただき、御審議いただければと思います。

田辺座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○笹川課長 ありがとうございます。

本年度から、学習院大学の千葉教授に参加いただくことになりました。前回は御欠席でございましたので、本日、初めて参加していただきます。千葉委員、一言御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○千葉委員 初めまして、千葉と申します。初めての参加にもかかわらず、オンラインで大変失礼いたします。

今まで、今回、話に出てきます国立公文書館といいますと、私は一利用者として資料を見に行くということはあったのですが、このような機会をいただきまして、有識者といっても学識も何もないのですが、単に自分が使うだけではなくて、開かれた公文書館にするにはどうしたらいいかというのを改めて考えてみたいと思っております。初めのうちは、とんちんかんな発言を申し上げるかもしれませんが、御容赦ください。

よろしく願いいたします。

○笹川課長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行につきまして、田辺座長、よろしくお願ひいたします。

○田辺座長 では、議事のほうに入ってまいりたいと思います。

今回の議題である「国立公文書館の令和3年度目標（案）について」、杉田公文書管理課長より、説明のほうをお願いいたします。では、よろしくお願ひします。

○杉田公文書管理課長 内閣府公文書管理課長、杉田でございます。今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1から資料4までを使って御説明させていただきたいと思います。

資料1が一番概括的な資料となっております。国立公文書館の使命と目標との関係ということでございます。

国立公文書館でございますけれども、毎年度、目標を作成する行政執行型の法人ということで、昨年度に引き続き、今、目標を策定しているところでございます。今回の特徴を一言で申しますと、「新型コロナウイルス感染症」対応、それから菅政権が発足いたしまして、「行政のデジタル化」、この辺りになろうかと考えてございます。

資料1上段の、「使命」でございますけれども、もう御案内のところかと思ひますけれども、国立公文書館につきましては、公文書管理法、それから国立公文書館法に基づきまして、歴史的に重要な公文書を役所等から受け入れまして、永久に保存し、国民の皆様の利用に供していくという機関となっております。

法律の目的といたしまして、行政運営の適切かつ効率的な運営・推進ということがあるのでございますけれども、大きなところは、国民に対する説明責任を果たしていくということでございます。これが、ひいては我が国の歴史・文化等の研究の振興、それから国民のアイデンティティ形成にも寄与するものということとなっております。

資料1中段の「現状と課題」というところでございます。国立公文書館は、今、申し上げました保存と利用の拠点となる機能を果たしているということが、まず挙げられるわけでございますけれども、昨今の森友・加計学園の問題など、公文書管理をめぐる問題が生じたことも踏まえ、平成30年7月の閣僚会議決定により、各種施策が講じられることとなっております。これは、国立公文書館に非常に関係が深い内容を含むものとなっております。これは、研修の充実強化、チェック体制の強化、それから、館の専門職員を各府省に派遣して、取組状況の確認支援といった内容が盛り込まれたところとなっております。

それから、もう一つ、公文書管理法が平成23年に施行されたわけですが、その5年後見直しの内容といたしまして、専門家育成のための「アーキビスト認証」の開始といった流れがここで書き込まれていたところでございまして、冒頭、渡邊審議官からもございましたけれども、アーキビストの認証がまさに今年の1月から始まったといった状況も踏まえまして、「館の役割はこれまで以上に高まっている。」という、その期待や重責に応える体制基盤の整備が必要であるというところを書かせていただいております。

資料1中段右側の環境変化でございますけれども、最初に書かせていただいております

新館建設の話でございます。これにつきましては、基本計画上、令和8年度中というところを目指しまして、新たな施設を造るということ。それから、3館体制という形になりますけれども、それらの有機的な連携を図るための体制についての検討が進められているという状況になってございます。

そういった状況の中で、今般、「行政のデジタル化」を加速させていくという菅内閣の方針が出ている中で、館長のトップマネジメントの下で適切な対応が求められているという状況になってございます。

さらに、冒頭もございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の対応ということで、国立公文書館も国民の皆様方への利用に供していくという重要な役割がございますので、受けた影響は少なからぬものがあるところでございます。そういったところの対策・対応を適切にやっていく必要があるという環境変化でございます。

それから、来年度の目標でございますが、大きく3つに分けて書かせていただいております。

1つは、利用促進に向けた取組を行うということで、常設展、企画展、特別展のほか、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえたデジタル展示。リアルだけでなく、バーチャルの部分でもそういった対応を積極的に行っていくということを書かせていただいております。

それから、来年度におきましては、公文書管理法施行10年、国立公文書館開館50周年という節目の年でもございます。こういったところで、関連する行事を実施していく。さらなる魅力向上に努める。

それから、歴史公文書等の利用請求でございますけれども、これまで対面・文書を原則としていたところでもありますけれども、情報通信技術を利用した方法、メール等々、国立公文書館と国民との間のやり取りもあるわけですけれども、そういったところでの利便性の向上ということも図っていくということを考えているところでございます。

それから、研修・人材育成でございますが、先ほどもありましたけれども、「アーキビストの認証」でございます。ようやくといいますか、今年の1月から190名、認証したということでございます。来年度以降につきましては、引き続き、この「アーキビストの認証」をしっかりと進めていくということと、もっと裾野を広げるという議論もございますので、「准アーキビスト」のような取組の拡充の検討も行っていくということとしてございます。

それから、認証初年度ということで、予想以上の反響があったとすることができるかもしれませんが、そういったものをさらに関係機関へ普及・啓発、社会的認知度向上を図っていくということで、説明会の開催、更には、説明会あるいは研修の手法につきましても、新型コロナウイルス感染症対策ということを踏まえまして、オンライン化の検討も進めていくということとしております。

それから、新館建設ということでございますが、既に建物につきましては基本設計が終わり、今年度を実施設計を進めているということで、ハード面については着々と進んでい

ることが言えるだろうと思っております。そういった意味で、新館建設を見据えた機能拡充ということを目標にも書いております。ソフト面につきましても、いろいろな運用上の諸課題が出てくることも考えられますし、より一層検討を進めないといけない部分はあるのだろうと考えております。当初より一段深く、そういったところの検討・協力ということも書かせていただいたところでございます。

それから、資料2が目標の概要となっております。赤字の部分が前回からの主な修正点となっております。

上段から行かせていただきますが、まず、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」ということで、「(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置」についてですが、もちろん、国立公文書館の役割といたしまして、移管を受けた歴史公文書を永久に保存し、利用に供していくということではあるのですが、移管される前の各府省にある行政文書について何もしないということでは当然なくて、そういったところでも適切に管理がなされるよう、様々な評価・選別に係る助言を行うなど、そういった支援を行うこととなっております。

「指標」欄に記載のレコードスケジュールの確認でございますけれども、保存期間が満了したときに「移管」とするか、「廃棄」とするかというのを各府省が決めるわけでございますけれども、そういったレコードスケジュールの設定に当たって、国立公文書館の専門的・技術的な助言をいただくという運用をしているところでございます。

一番右の「指標の根拠(実績等)」欄についてですが、最近の実績は、350万件ぐらいでございますので、目標の指標といたしましても、これまでどおり350万件以上という形で設定させていただきたいと考えてございます。

それから、「(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置」について、「①保存に関する適切な措置」の「ア受入れに関する措置」でございます。行政機関等から歴史公文書を受け入れるわけでございますけれども、受け入れてからくん蒸したり、各種整理を行い目録を作成したりと、国民の皆様方の利用に供していくまでに一連の作業があるわけでございますけれども、受け入れてから書庫に収めて、国民の皆様が利用できるような状況にするまで1年以内という形で、これまで目標を設定してきたところでございます。これにつきましても、これまで目標を達成させていただいているところですが、引き続き、1年以内の排架達成率100%という目標を立てさせていただきたいと考えてございます。

それから、「イ保存に関する措置」ということで、著しく損傷した重要な文書の重修復を400冊以上。それから、機械を利用した修復も、これまでどおり1200枚以上ということで、それぞれ設定させていただいております。今般の新型コロナウイルス感染症の関係で、出勤抑制ということもございましたので、必ずしも100%達成できるかどうかというところはあるかと思っておりますけれども、今後、評価の際には、そういった事情を踏まえて考えていかないといけないところだろうと考えてございます。

それから、「②利用に関する適切な措置」の「ア利用の請求に関する措置」でございま

す。歴史公文書でございますが、国民の権利として利用請求する権利があるという法律上の立てつけになってございます。ここに新しく項目を立てさせていただいています、情報通信技術を利用した方法を含めた利用請求の受付ということで、これまでは紙面でしかできなかったものを、例えばメールといったIT技術を使った形で利用請求できるようにしていくものでございます。

それから、押印の見直しということも昨年、作業していたところでございます。国立公文書館と国民の方々とのやり取りの間で押印を条件づけているところもこれまでございましたけれども、そういったところの見直しを昨年、今年にかけて行ったところでございます。そういったところを明記させていただいたところとなっております。

この目標も前回と引き続きという形になってございます。利用請求があってから利用決定まで、30日以内で行うことを80%以上という形で目標設定させていただいております。

それから、「イ利用の促進に関する措置」のところでございます。来年度が公文書管理法施行10年、国立公文書館開館50周年という節目の年の関連行事をやるということも含めまして、展示会・展示等への入場者数5万人以上というのが前回の目標値でございました。

これにつきまして、一番右側の「指標の根拠（実績等）」のところでございますが、新型コロナウイルス感染症の関係もございまして、国立公文書館は2月28日から6月1日まで3か月間閉館したという事実がございました。閉館していない時期の6月から9月までの入場者数でございますが、前年度比で66%減、つまり3分の1まで落ち込んだという状況になっています。

これを受けて、次回の目標値をどうするかというところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の状況がなかなか見通せないということもございまして1つと。あと、もちろんコロナ禍の状況も踏まえた上で、評価はしていくことになるわけでございますし、経済と連動するかという話はございますが、昨年の12月、政府で作成いたしました「令和3年度政府経済見通し」でも、令和3年度末には、GDPの水準はコロナ前の水準に回復することが見込まれるという想定で進めているところもございまして、外形的には展示会の入場者数の目標値につきましては、前回と同じ5万人以上という形で置かせていただいているところでございます。

さはさりながら、デジタル展示の話につきましては、リアルの展示会に入ってこれないということで、コロナ禍以後、実はネットでの閲覧が相当増えたという実態がございまして。右側の「指標の根拠（実績等）」欄に細かい字で書いてございますけれども、5割6割ぐらい、コロナ禍で増えたという実態にございます。そこにもう少し数字を足しまして、コロナ禍以前の過去5年間平均の約7割増ということで、40万ページビューということを新しく指標として設定させていただいたところとなっております。

そのほか、デジタルアーカイブの推進ということで、新規提供コマ数210万コマ以上、これも引き続きという形で設定させていただいております。

それから、「③連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献」でござい

ますけれども、地方自治体におきまして、例えば公文書館をこれから造るとか条例をつくるといったときに、技術上の指導・助言を求められることがございます。そういった場合には、求めに100%応えるという目標設定を引き続き置かせていただいているところでございます。

それから、「歴史資料として重要な公文書等の所在状況把握」といった調査研究についても、引き続き実施する。

それから、「ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献」でございますが、これにつきましては、これまでICA（国際公文書館会議）というものがございました。さらに、その東アジア支部ということでEASTICA（国際公文書館会議東アジア地域支部）という2つを主に念頭に置いていたのですが、そういった会議での発表回数2回以上を目標設定させていただいております。ただ、今年度に関しましては来年度に延期ということで、そもそも開かれていないという状況でございます。来年度以降、こういった形で開催されるのか、そもそも開催されるのかというところは見通せないところでございますけれども、現時点ではここも同様の形で目標設定させていただきたいと考えてございます。

それから、「（3）研修の実施その他の人材の養成に関する措置」でございます。年間延べ受講者数1900人以上ということで、前回同様の数字を置かせていただいております。ただ、次回以降は、特にオンライン形式のものに重点化していくということは、ちょっと考えないといけない状況にあるだろうと考えております。

今年度の研修の実施につきましては、コロナ禍ということで、定員を半分以下に抑えているという実態もあるわけでございますけれども、こういったところで、オンライン形式のものも組み合わせて、来年度以降、適切にやっていくことが必要だろうと考えております。

それから、アーキビストの認証に関する説明会を、開催回数5回以上と新しく書かせていただいております。今年度、新たに始まった取組ということで、国立公文書館では相当力を入れて事前の説明会をやっていただいたということで、右側の「指標の根拠（実績等）」欄に、令和2年度の上半期は22回、説明会を開催した。オンラインでの開催が3回ということですが、申請受付が9月に始まるということですので、それまでに毎月1回くらいはオンラインで説明会を行っていただくという形で目標を書かせていただいております。

それから、「（4）アジア歴史資料センターにおける事業の推進」ということで、来年度、20周年を迎えるアジア歴史資料センター。こちらは、バーチャルでの利用を促していくというものでございますが、こちらも1年以内の公開達成率100%を目指すということで、ここも引き続き同じ目標を立てさせていただいております。

それから、ページをおめくりいただきまして、「3 財務内容の改善に関する事項」の事業収入の話でございます。こちらの説明の内容といたしましては、先ほどの展示会の入場者数と同じでございます。有償頒布物、絵はがきとかクリアファイル。一時は、「平成」

のクリアファイルがよく売れた時期があったのですけれども、そういったグッズの販売は来場者の数と連動する部分がございます。このところも、外形的にはこれまでと同じように400万円以上ということで、同水準に設定させていただいているところでございます。ちなみに、こちらもコロナ禍以後は6割減ということで、入場者数の減と同等程度の減の実績になっているということでございます。

それから、「4 その他業務運営に関する重要事項」でございますが、ここは最後に記載のある「業務のデジタル化」について、リモートワーク、テレワークをはじめとした業務のデジタル化による働き方改革ということ、新規で書かせていただいているところでございます。

今の内容を具体的な文章に書き下ろしたのが資料3、新旧対照が資料4という形になってございます。

非常に駆け足ではございますが、説明の内容としては以上となっております。ありがとうございました。

○田辺座長 御説明、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。画面で手を挙げていただく、ないしは初めから質問で声を出していただく等々、していただければと思います。どなたからでも構いませんけれども、挙手をしていただければ、私のほうから指しますので、いかがでございましょう。

では、石川委員、よろしくお願ひいたします。

○石川委員 御説明ありがとうございました。

特にデジタル化が加速するということと、新型コロナウイルスの感染ということから、来年度の目標を立てられたのだなということがとてもよく分かりました。

1点、教えていただきたいことですが、研修の手法については、オンライン化の検討を進められるということをお説明されていたのですけれども、こういった形で今後オンライン化を進めていかれるのか御予定について、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○田辺座長 それでは、お願ひいたします。

○小八木国立公文書館次長 公文書館次長の小八木と申します。よろしくお願ひします。

研修についてでございますけれども、既に昨年の12月にオンライン化の第1回目ということで、半ば試行的なところも含めてやっております、ハイブリッド型と申しますか、リアルの参加とオンラインでの参加という両方を組み合わせた形でそのときはやっております。だから、この会議みたいな感じでございますけれども、You Tubeで登録していただいた人に講義を配信するという形でやっております。

そのときにいろいろアンケートで御意見をいただいております、双方向的なところを組み入れたほうがもうちょっと充実するのではないかというお話もございましたので、例えばチャットで質問を入れていただいて、代表的なものについて答えていくといったこと

を今後充実させていければと思います。

ちなみに、今年度の研修の場合ですと、もともと200人の定員でした。コロナの関係で密にならないようにということで、定員をリアルでは半分に減らしました。リアルの参加は100名弱だったのですけれども、オンラインでの参加は常時で200人ぐらいということで、計300人弱、御参加いただいていますので、参加する人の利便の観点からも、オンラインは非常に有益だと思っておりますので、そういった形で進めていきたいと思っています。

1点、課題としましては、研修の中でグループ討議というのがあります。グループに分かれて、課題というか、テーマについて、いろいろと議論を深めてもらうということです。例えば、ある架空の展示をイメージしてみて、どういった形の展示がいいのかとか、その企画をそこでやってみようといったことがあります。それに参加する人たちというのは、みんな初対面なので、オンラインだけだと座が温まらないというか、皆さんも御経験されていることが多々あると思いますけれども、なかなか盛り上がっていかないということがございますので、そういうグループ討議的なものをどうするかといったものが今後の課題としてあるかと考えております。

以上です。

○石川委員 ありがとうございます。

去年よりも出席される方が増えたということと、オンライン上のコミュニケーションには課題があると思われるのですけれども、そういうところも分析されていることがよく分かりました。

ありがとうございます。私からは以上となります。

○田辺座長 ほか、いかがでございましょうか。

大隈委員、お願いします。

○大隈委員 2点ほど教えていただきたいのですけれども、1つ目が、国立公文書館開館50周年を踏まえた展示会ということで、かなり大きな節目になると思うのですけれども、特別なことをどう考えていらっしゃるのか、教えていただきたいことが1つと。

2つ目は、ちょっとずれるのですけれども、今、コロナ禍で実際に館にいらっしゃる方はすごく少ないと思うのですが、検温や消毒という点はすごく気をつけられていると思うので、その対策と。あと、館の職員さんの出勤はどのようになっているのか。在宅でできないものはできないと思うのですけれども、どういった感じで、部署によってとか、日をつけてとか、いろいろな方策があると思うのですけれども、リモートが可能な部署もあつたりするとされているのか、その辺についてちょっと教えていただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○田辺座長 では、今の2点に関して、お願いいたします。

○小八木国立公文書館次長 それでは、公文書館のほうからお答えさせていただきます。

1点目の50周年を踏まえた展示会でございますけれども、これは現在検討中でございますが、本年は法施行10周年ということでもございますので、明治以前及び明治以降の文書

管理に関する制度の変遷を中心とした展示会。明治以前につきましては企画展で行って、明治以降は特別展でという形で、記録を残していくということが、この国において、どのように位置づけられて、実際にどのような記録の残し方をしていたのかという角度から展示ができればということで、今、可能性を探っているところでございます。

それから、2点目のコロナの関係でございますけれども、研修とか閲覧室とか、対外的な人の流れが発生するところにつきましては、検温・消毒。それから、人数を絞る。先ほどの研修では、200人を100人減らしたという形。それから、それぞれの座席の間にアクリル板を置くとか。例えば、展示会だったら展示の解説とか、研修ですと講師の方がしゃべるといときには、その前にアクリル板を置きます。マスクをしていると声がこもったりするので、アクリル板の範囲内であればマスクを外していただいて、アクリル板からはみ出るときはマスクをつけていただく。それから、換気といったことをやってございます。

それから、出勤でございますけれども、先生がおっしゃるとおり、当館の業務によって、それぞれ性格が違いますので、例えば修復といったものは出てこないといけないものでございますし、あと、利用審査になりますと個人情報といった機密情報が含まれておりますので、持ち出してとか外からアクセスするというのはなるべく控えないと。当館の場合のリスク評価が高い情報になりますので、利用審査などはそういったことがなかなかできません。あと、くん蒸とか、物そのもの、物理的に作業しないといけないといったものはなかなかできないものでございます。

それ以外のものは、いろいろ工夫しながらテレワークをやっていただいているところでございます。例えば、企画とか調整、あるいは何か調査するといったものは要保護情報がございませんので、家でやっていただいている。

それから、当館のシステムがちょっと古うございまして、シンクライアント方式になっていないということがございますので、システムの制約というのはあるのですけれども、その中で回線の容量の許す範囲で、30台ぐらいですけれども、リモートデスクトップというものを導入して、シンクライアントと同じように、館の情報、フォルダとかにアクセスできるような環境を一部作りまして、要保護情報に接しないといけないような業務、例えばレコードスケジュールとか廃棄協議といったものについては、リモートデスクトップの形でテレワークをやっていただいているという形で、物事の性格に応じまして働き方を変えているということでございます。

以上でございます。

○田辺座長 大隈委員、よろしゅうございますか。

○大隈委員 どうもありがとうございました。

○田辺座長 ほか、いかがでございましょう。

千葉委員、牧原委員、何かございますでしょうか。

では、動いたので、千葉委員、お願いいたします。

○千葉委員 質問というより、半分意見と感想になってしまうのですけれども、今年もコ

コロナ禍で、特に昨年4月からの緊急事態宣言で、館に来たい人が多くいて、大変だったかと思えます。ただ一方で、例えばうちの大学生が卒業論文とか修士論文を書いているのですけれども、デジタルアーカイブが非常に使えた。それで助かっている学生も多いですし、改めていろいろ便利な機能だということが周知されたかと思えますので、積極的に進めていただきたいという一意見でございます。

○小八木国立公文書館次長 ありがとうございます。

デジタルアーカイブにつきまして評価していただきまして、どうもありがとうございます。デジタル化の時代でございますので、現在、館所蔵の公文書のデジタル複製のほうを、先ほど内閣府のほうから説明がございましたけれども、年間210万コマということで、利用頻度の高いものから順にデジタル化を進めているところでございますので、引き続き進めていきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

○田辺座長 では、牧原さん、お願いいたします。

○牧原委員 拝見していると、コロナの中では様々な意味で開催が難しいと思えますので、入場者を減らすべきだと思います。なので、5万から4万5000に私は下げるべきではないかと。それが展示会についてです。

また資料の閲覧については、オンラインで利用請求があったときに、優先的にデジタル化をする。あるいは、本来ならば、オンラインであるものを別な形でウェブを通して閲覧することができるのか、そういうことを、これを機に考えるということができるのではないかと思います。なかなか大変だとは思いますが、今のデジタルアーカイブと違ったデジタルのサービスの在り方を考えていくべきではないでしょうか。

研修でも、私もたまたま7月に研修での講義を対面で担当しましたが、そこで問題なくやれますけれども、コロナの感染拡大もあり得るとすれば、受講者の目標は抑えぎみでいいのではないかと思います。

全体としてみますと、年々目標値を増やしていくということに意味があるわけではないので、サービスの多様化の中で、個々のサービスはできる形で進めていく。数字を上げることを優先すべきではないということでございます。

○田辺座長 デジタル化に関して幾つか御要望がございました。お答えいただける範囲で。

○小八木国立公文書館次長 若干聞き取りにくいところがありましたので、もしかしたらお答えになっていないかもしれませんが、2点ほどおっしゃっていたのかなと思えます。1点は、コロナ禍の中で展示を本当に5万人ということを持続するのかということ。もう一つは、利用の関係でオンラインをもっと活用できるようにできないかということと理解しましたけれどもね。

1点目は、内閣府さんが立てられた目標ですので、内閣府さんのほうから答えていただければと思えますけれども、2点目のオンラインにつきましては、これまで利用請求につきまして、紙で請求していただくということだったのですけれども、電子メールによる利

用請求を可とするという形で、そこで今後、1つクリアしないといけないのは、例えば本人情報の利用の請求があったときに、本人であることを安全にどのように提出いただくかということです。

こういった時代に、政府がデジタル化を進めているからということで、何か添付したもののについて標的型攻撃のターゲットになるといったことも考えられますので、そういったことについても十分対応を進めながら、閲覧室が閉まっている一方で、電子で申請できて、それに対して、きちんと回答できるようにということを整えていきたいと考えております。

以上でお答えになっているかどうか、不安でございますけれどもね。

○牧原委員 多過ぎるのではないかと。つまり、コロナですから、そんなに多くする必要はないのではないかとということです。目標値を増やすことに意味がないのではないかとということです。来年度に関しては、実態に即して設定したほうがいいのではないかとということです。チャットに書きましたので、御覧ください。

○大隈委員 先生、実態値に即して目標を設定したほうがいいのではないかとということをおっしゃっていますか。私のところには、先生の声はよく聞こえるのですね。例えば、今、展示会の入場者数が5万人以上ということで設定されていらっしゃるんですけども、コロナ禍ということもあり、人数を増やすということにどれだけの意味があるのでしょうかということで疑問を投げかけていらっしゃるということですね。これが牧原先生がおっしゃっていた内容でございます。

○田辺座長 お願いします。

○杉田公文書管理課長 ありがとうございます。公文書管理課でございます。

今、御指摘の件、実は内閣府でも相当議論があつて、実績値で言いますと3分の1に減ったということで、当初は2万人ぐらいだろうという議論であつたり、あるいは実際に閉館となった日を掛け合わせて、計算式をつくった上で数値を算定するというやり方があるのではないかと議論をさせていただいたところでもございます。

ただ、ここの展示の入場者数につきましては、従来から4万人、4万5000人、5万人という形で一定の水準にて目標数値を設定しており、これが、ひいては歴史公文書の利用の促進につながる一方で、先生御指摘のように、このような状況下で、これを実現できるのかどうかというところは多分にあるだろうと思います。

先ほど少し申し上げました政府の「経済見通し」というものをどこまで踏まえるかというところがあるだろうと思っておるのですけれども、来年度いっぱいコロナ禍以前の水準に戻すという目標が政府全体で共有されているところでもございます。直近に緊急事態宣言が発出されたということはありませんが、最終的には、来年度、どうなるのかということを見通せない状況にもあり、具体的な数値設定というものがなかなか難しいところですが、外形的には、コロナ禍以前の形に戻るとすることで目標を置きながらも、実際の評価に当たっては、どれぐらい生活スタイルが変化したかであったり、新型コロナウイルス感染症の状況がどれだけ深刻かということも踏まえた上で評価し、そういったところでの経

験、蓄積というものを踏まえた上で、また進めていく必要があるのかなというところでございます。

○牧原委員 了解しました。

○田辺座長 ありがとうございます。

では、私のほうから3点ほど、質問というか、コメントでございます。

1点目は、利用に関するところのアの利用請求に関する措置というところでございます。これは、要するに情報通信機器といっても、メールで利用請求を受け付けることを始めたということですが、利用請求だけメールでやっても、見に行かなければいけないというのだったらほとんど意味がない。例えば、国会図書館を考えても、あそこは請求されて、それで例えば大学の図書館とかにデジタルで送られる。そこで見られるという場所を持っていますので、請求して、それを見る。自宅はちょっと厳しいですが、それが可能になっているのです。請求だけやることに一体どれだけの意味があるのか。この先を考えないと、これは生きてこないのではないかと。

ただ、今の公文書館の人員で送るほうまでやるというのはちょっと厳しいという難しさも分かるのですが、今の点から何かあったらというのを教えていただきたいというのが1点目でございます。

それから、2点目は、デジタルアーカイブの推進というところで、牧原委員の議論の中にもあったのですが、基本的には利用されているものからデジタル化していくという一つの方針だとお伺いいたしました。それはそれで分からないわけではないのですが、それ以外の軸というのは何かないのでしょうか。例えば、古いものからとか、歴史的な観点の軸からというところで、上から取っていくとなると、デジタルとしても、こっちをやって、あっちをやってという形になるので、使う側から言うと軸が見えない使いづらさが出てくるのではないかとというのが2点目のコメントでございます。

それから、3点目は研修のところでございます。アーキビストは非常に大きく取り上げられて、数日前ですが、190名出てきたというのは非常に評価しております。知りたいのは、この認証された人の中身はどういう内訳なのか。全員国家公務員とか、地方公共団体の人がどのくらいいるか、独法がどれくらいかということが知りたい。その情報があると、次にどういうところにアーキビストの育成の力点を置いて展開していくのかということが見えそうな気がするのですが、それを教えていただきたい。

あと、アーキビストに関しては、この審査手続は一体どうなっているのだろうということでございます。受けた人が190人以上いて、認証された人が190人という、はっきり言って東大の受験よりも率が悪くて、インセンティブとして今後続いていくのかなという感じもしないでもないのですが、審査と認証の手続のところをどういうふうに行っているのかというところ。つまり、今後どこに重きを置くのか。この認証手続が公平だと思われないと、入試として危ないところがあるかと思っておりますので、その点をお教えいただきたい。

以上3点でございます。

○小八木国立公文書館次長 ありがとうございます。

1点目の利用審査請求でございますけれども、おっしゃるとおりでございます、システムの更新のときに、もともと電子メールじゃなくて、ホームページ上から請求していただいていたという形にして、それでホームページを通じてできるということが一番理想的だろうということで、その検討を始めたのですけれども、正直、なかなか先立つものがありません、まずは電子メールでということで、利用の場合に複写して、それで決定した後に、閲覧ですか、郵送ですかということでお聞きして、お送りすることができますので、そういったことも活用しながら、うまくやっていきたいと思っております。

それから、デジタルアーカイブにつきまして、私の先ほどの説明が中途半端でございます、申し訳ございません。利用頻度と、それから、おっしゃっているように、内閣文庫のほうに重きを置かしまして、現在、全体で154万冊のうち、2割がデジタル化が進んでいるのですけれども、内閣文庫につきましては、今、43%がデジタル化されております。それ以外の行政文書につきまして11%ということで、内閣文庫のほうに重きを置いてデジタル化を進めているところでございまして、新館の開館までに、内閣文庫については全て終わらせようということで計画を立ててやっているとところでございます。

それから、認証アーキビストの件、御関心を持っていただきまして、本当にありがとうございます。現在、申請者248名に対して認証者が190名ということで、認証率76.5%となっております。その内訳でございますけれども、所属別としまして、公文書館が国立と地方を合わせて110名ということで、今まで公文書館でいろいろやってこられた方々に重きがあるという感じでございます、公文書館の中でも、国立公文書館とか国立大学文書館といったところが43名、地方自治体の設置した公文書館が67名ということです。もともと職務基準書というのをつくって、その職務基準で修復とか評価・選別といった職務を25程度立てまして、そういった専門性を有しているということで審査をする。

審査につきましては、最後の認証は館長が認証するというようにしているところでございます。ただ、そこに恣意が入る、入らないということがないように、認証委員会のほうで、これは完全に独立的に運用しておりまして、その委員の先生たちに決めていただく。全体のでこぼこがないように、公平を保てるように御議論いただいたところでございます。今後もそういった形で、公平性、おっしゃるとおりでございますので、そういったところに疑念を持たれないように努めてまいりたいと思っております。

○田辺座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょう。一通り、御発言いただきましたけれどもね。

牧原さん、お願いいたします。

○牧原委員 手を下ろしていなかっただけです。大丈夫です。

○田辺座長 ほか、いかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。一通り、委員の皆様方から貴重な御意見をいただきましたけれども、当懇談会としての意見の取りまとめ、取扱いにつきましては、皆様方からいただいた意見を反映するようにしたいと思います。

いますけれども、座長に御一任いただいて、事務局と相談して適宜修正することとしたいと存じますが、これでよろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺座長 ありがとうございます。では、このような形で修正等を図ってまいりたいと思います。

ここで、公文書管理課、国立公文書館の皆様方は御退席いただいて結構でございます。

(公文書管理課、国立公文書館 退席)

○田辺座長 では、最後に事務局のほうから、今後の懇談会の予定等についての御説明をお願いいたします。

○服部課長補佐 それでは、資料5を御覧ください。今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

まず、目標に関するスケジュールでございます。本日、14日の有識者懇談会の場で、国立公文書館の年度目標について調査・審議をいただきました。今懇談会の結果を踏まえまして、国立公文書館の年度目標については、2月上旬から財務大臣との協議を行う予定です。その後、内閣府の内部の手続を進めまして、2月末までには年度目標を決定いたしまして、法人に指示するとともに、これを公表いたします。

次に、事業計画に関するスケジュールについてです。3月に次回の有識者懇談会（見込み）とありますけれども、こちらにつきましては、昨年同様、持ち回りで開催させていただきたいと思います。公文書館が作成しました事業計画（案）を調査・審議していただく予定としております。

以上になります。

○田辺座長 ありがとうございます。

ただいまのスケジュールに関する説明に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ないようでございますので、事務局のほうにお返しいたします。

○笹川課長 先生方、ありがとうございました。

本日、オンラインですけれども、回線状況がちょっとよろしくないところがございました、大変失礼いたしました。

以上をもちまして、本日の懇談会を終了させていただきます。ありがとうございました。